

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	63	担当課	薬務衛生課
法令名	愛媛県ふぐの取扱いに関する条例	根拠条項	条例第13条	不利益処分の種類	免許の取消し・業務停止
○愛媛県ふぐの取扱いに関する条例 (免許の欠格事由) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第3条第1項の免許を与えない。 (1) 心身の障害により取扱者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの (2) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 (3) 第13条第2項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者 (4) 他の都道府県においてふぐの取扱いの免許等の取消処分を受けた後1年を経過しない者 (免許証) 第7条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ取扱者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。 2 取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたとき又は、免許証を紛失し、若しくはき損したときは、直ちに、知事に申請して免許証の再交付を受けなければならない。 3 免許証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (取扱者の心得) 第9条 取扱者は、業務に従事するときは、次の事項を守らなければならない。 (1) 有毒部分を完全に除去し、清水で洗った後でなければふぐを食品として提供しないこと。 (2) 有毒部分は、一定の容器に収容した後処分すること。 (3) 有毒部分の除去に使用した器具類は、清水で完全に洗った後でなければ、他の用途に使用しないこと。 (4) その他知事が衛生上必要と認めて指示した事項 (死亡の届出) 第10条 取扱者が死亡したときは、その家族又は同居人は、免許証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。 (必要な指示) 第12条 知事は、取扱者に対し、ふぐ中毒を防止するために必要な措置をとることを指示することができる。 (行政処分) 第13条 知事は、取扱者が第6条第1号又は第2号に該当するに至ったときは、当該取扱者の免許を取り消すものとする。 2 知事は、取扱者がこの条例の規定又は、これに基づく指示に違反した場合は、当該取扱者の免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。 3 (略)					